

農業委員会だより

発行:中標津町農業委員会 編集:広報特別委員会

農業なかしべつ

第44号



昨年の10月末で町営開陽台牧場での放牧が終わり、5月から預けられていた牛たちは、雄大な自然の中で牧場の美味しい草をたくさん食べて見違えるほど大きくなりました。また元の農家に戻ったあとも健康でたくさん牛乳を出してくれることを期待しています。



あけましておめでとうございます

昨年7月に任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、新人8人を含む18人の新体制が整いました。農業委員の仕事は、優良農地の確保、担い手への農地の集積、耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進、行政や関係機関への要望、農業者年金加入推進など多岐にわたっておりますが、全委員が精力的に取り組んでおります。農業を取り巻く情勢は大変厳しいですが、少しでも多くの情報を収集し、中標津町の農業の発展に貢献できるよう活動してまいりますので、皆様からより一層のご理解とご支援をお願いします。 本年も何卒宜しくお願い致します。

◆ 中 標 津 町 農 業 委 員 会 ◆

会 長 本 田 信 幸

会長代理 竹村 聡

委 員

笠 原 康 博	中 村 正 生	後藤田 宏 幸	瀧 本 和 男
田 中 洋 希	長谷川 孝 二	横 田 千 秋	二 瓶 裕 貴
船 越 信 雄	遠 藤 昭 男	助 口 明 也	山 下 幸 枝
福 嶋 寿 顕	纒 坂 直 俊	西 塚 知 也	小 沼 大



次期農業委員の改選に伴う女性農業委員登用にご協力ください

令和5年7月の改選により新しく女性農業委員1名を迎えることができました。

しかし、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」において、農業委員に占める女性の割合に関する目標が定められ、更にそれに基づく農林水産省通知では、当町の目標人数は6名とされたことから、まだまだ女性農業委員が足りない状況です。年々厳しくなる農業を取り巻く環境の中、男性の農業委員の確保ですら厳しい状況となっており、豊かな農村を守り、地域の農業を元気にしていくためには、更に多くの女性の力が必要な状況です。

令和8年の改選期に向け、各地域や農業団体等におかれましては、農業委員会活動における活動が期待できる女性へのお声掛けと推選についてご尽力いただけますようお願い申し上げます。

近隣市町の女性農業委員との交流の一コマ



令和5年活動報告

農業委員会における主な活動は、毎月1回開催される農業委員会総会の他にも農政委員会及び農地委員会などの特別委員会、あっせん会議、各種研修会や農地パトロールなど多種多様な活動がありますが、令和5年1月から12月までにおける農業委員会総会の開催内容は主に以下のとおりとなっております。



農地法第3条許可申請 23件

当事者同士による相対での賃貸借・使用貸借・所有権移転を行う場合の手続き。この手続きを行わない貸借及び所有権移転は無効となる。また、農地の貸借や所有権の取得は農地法により、農業者か同法に規定されている条件を満たした農地所有適格法人でなければならない。

農地法第4条許可申請 2件

農業者等による農地の自己転用を行う場合の手続き。農業用施設や農業者用住宅の建設の際に行う場合が多い。

農地法第5条許可申請 8件

農地を転用目的により貸借や売買を行う際の手続き。砂利等の採取やイベント時の臨時駐車場などの際に行う場合が多い。

現況証明願 26件

証明願のあった土地が農地または採草放牧地か否かを証明する手続き。登記簿上の地目を畑から変更する際に行う場合が多い。

農地所有適格法人の定期報告要件確認 77件

法人が農地を借受または所有するには農地法の要件を具備する必要がある、年に1回農業委員会に定期報告を提出する義務があり総会で確認を行う。

農用地利用集積計画 149件

農地法第3条許可申請と同様に賃貸借・使用貸借・所有権移転を行う場合の手続きであるが、農業経営基盤強化促進法により市町村農業経営基盤強化基本構想に基づき育成すべき農業経営者等に農用地を集積するための手続きで、売買や賃貸借の金額や権利の取得者は、農業委員会の仲介により決定することが必要。譲渡所得税、登録免許税、不動産取得税などの軽減等のメリットがある。

買入協議の要請 8件

地域での利用調整が不調となった場合に、農地中間管理機構（北海道農業公社）に一括で農地の買入を要請する際の手続き。買入した農地は機構が農業者等に5年間貸付した後に売却する。（俗に言う保有合理化事業）

その他案件（報告含む） 46件

特集 ページ

気になっている方もおられるかと思いますが、中標津町では珍しいイチゴ栽培を行っているのが『株式会社シンクリッチ』。当誌編集委員が、ビニールハウスがある開陽地区の栽培現場にお邪魔して大能哲也社長にお話を聞かせて頂きました!



イチゴ栽培を始めてから現在までの状況を教えてください

元々はレタスの水耕栽培を行っていた跡地と施設を譲り受け、一昨年から冬イチゴの栽培を始めました。通常の四季なりイチゴと異なり、あまおうと同じ一季なりの冬イチゴを通年栽培しており、これが出来ているのは全国でも当社のみです。もちろん最初から年中収穫が可能と判断して事業化したものですが、夏に一季なりイチゴを作るには、時季に合わせて苗を調達するのが非常に難しく、ここ2年の試行錯誤でようやく栽培を軌道に乗せる道筋が見えてきたところです。

苗は、白イチゴの品種の特許を持ち、当社の顧問でもある前田光樹氏の『奈良いちごラボ』から仕入れています。赤以外に白があった方が見栄えが良いが、白ばかりだと値段が高くなってしまうため、色が偏らずに赤白ピンクを混ぜて販売しています。

売り先は主に米国などの海外富裕層向けで、香港や台湾にも輸出しています。先日もハリウッド映画の試写会に桐箱に入れた状態で提供されました。本州の先輩イチゴ農家さんには、生産が安定していない状態で輸出できていることに驚かれてしまいました。ただ、ハリウッドスターにも食べてもらえるなど評判は良い当社のイチゴではありますが、収量が少ないため残念ながらあまり利益にはなっていません。

この2年は苗作りに苦労しました。作った苗は最初は収量が多いものの、その後が続かずに難儀しました。当地域での栽培が難しい訳ではなく、時季によって分げつ出来たり、成長が止まったりするのでなかなかバランス良くいきません。逆手にとれば本州の農家と苗の需要と供給が一致するため、提携先を見つけ相互に苗を融通しあう仕組みを構築中です。試行錯誤の中で重要なのは苗だということが分かり、1つ1つ問題をクリアして収量を上げることに努めて、ノウハウを積み重ねてきました。しかし、やはりこの夏の暑さはイチゴにも影響がありました。遮光ネットなどの対策をしましたが、余りの暑さで苗の元気がなくなり、収量が少なくなってしまう、なかなか思うようにはいきません。温度管理は灯油ボイラーを使用しているため、原油価格の高騰や肥料や原材料の品薄の影響も大きいです。

収量増加が期待できそうですが今後についてお聞かせください

先ほどのとおり、栽培方法を手探りして来て、何とか出口が見えてきたので、これからは収量を増やしてたくさん販売していくことが最優先事項となります。現在はハウス1棟で、作業はパート含めて7人くらいですが、将来的には10棟まで増やしたいです。選別で出荷できないイチゴは夏まつりのイチゴ飴に使われて大変評判が良かったですが、加工品を作るにしても今の中途半端な量では何も作ることは

できません。もちろん、ただの量産品を目指すのではなく、海外の富裕層向け高級品としてブランド化していく方向ですし、現在、国内では新千歳空港、Aコープある、東武サウスヒルズ、ビッグハウス、セブンイレブン標津町店で販売しておりますが、中標津町の特産品として地元でも認知されるように、町民には安く販売して利益還元することも目指しています。



これからも頑張ってください!
皆さんも応援よろしくお願ひします♡

株式会社 シンクリッチ 代表取締役 大能哲也
所在地 中標津町東19条北7丁目
設 立 令和2年11月・資本金 100万円

農業者年金の3つの税制優遇

農業者年金は
税の軽減の立役者です！

年金積立
しながら
税軽減



ポイント1 支払った保険料は **全額社会保険料控除の対象！**

ポイント2 **運用益は非課税！**

ポイント3 将来年金として受け取る際も **大きな控除！**



支払った保険料は、 全額社会保険料控除の対象!

支払った保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った家族分の保険料も含めて社会保険料控除の対象となり、大きく税が軽減されます。

農業経営にゆとりが出たときは、保険料の毎月の保険料額を増額したり、翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」で当年中に納付する保険料額を増やして、税軽減額をアップすることもできます。

■保険料支払いによる税軽減額(所得税・個人住民税・復興特別所得税)の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

運用益は非課税!

制度発足以降20年間の運用利回りは、年率で+2.94%!

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。そのため、その分多く年金の原資として積み上がります。

また、事務経費についても国が負担しているため、支払った保険料の全額が運用されます。

■年金資産の運用実績

年 度		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
修正総合利回り(%)		－4.65	5.99	3.4	9.8	3.27	－4.73	－9.25	9.14	－0.06
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
2.36	9.62	7.75	8.78	－0.69	3.26	4.75	7.71	－2.08	10.82	2.39

平均運用利回り 年率で+2.94%

将来年金として受け取る際も、大きな控除!

受け取る年金は公的年金等控除が適用

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円*までは全額控除されます。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

死亡一時金もあり安心、しかも死亡一時金も非課税

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として要件を満たす遺族が受け取れ、死亡一時金は非課税です。※加入期間等により保険料払込額を下回る場合があります。

中標津町農業後継者対策協議会

結婚相談所システムの登録をして素敵なパートナーを探しませんか？

当協議会では、結婚を望む農業後継者に対し、結婚相談所システムへの登録・契約と、それに係る初期費用及び6カ月分の会費を助成する事業を行っております。この相談所システムは、全国の約14万人の会員同士が、プロフィールを見て気に入った相手にお見合いを申し込み、専門のコンシェルジュがお見合いのセッティングや、仲人役として交際期間中の様々なアドバイスを行うなど、手厚いサポートで二人三脚による成婚を目指すものです。家族構成や職業はもちろん、趣味や結婚後の同居可否など多様な情報がプロフィールに登録されているので、自身の希望にあったお相手と出会えることが期待できます。遠方の方とはオンラインによるお見合いも可能で、良い人との出会いがない！多忙で交流会に出る時間がない！けど早く結婚したいという方にも利用しやすくなっています。また、会員登録には公的証明書の提出や会費が必須であることから、結婚への本気度が高い方ばかりとなっているので、マッチングアプリよりも安心と言えます。この事業に興味のある方（男女不問）は、当協議会が指定する ホワイトマリッジ（㈱ウィルコミュニケーションズ）の担当者が詳しく説明しますので、まずは気軽にJAもしくは当協議会事務局にご連絡ください。



グループ交流イベントの参加者を募集します

結婚・農業・移住に興味のある女性達を招き、後継者男性と交流するイベントを開催します。日程は3月8日(金)から10日(日)の2泊3日となっており、今回は初めて標津町と共同で開催することになりました。女性達に地域を知ってもらうツアーや食事会などで交流を深めてもらう予定です。農作業で忙しい方も部分的な参加が可能ですので、興味がある方はJAもしくは当協議会事務局にご連絡ください。

後継者や新規就農者の奥様が参加して『女性交流会』を開催しました



皆さん良い笑顔です！

10月24日に結婚後10年目までの農業後継者の奥様ら9名が参加し、ハロウィンにちなんだフラワーアレンジメント教室と美味しいケーキをおともにお茶会で楽しんでいただきました。



参加者皆さんおしゃべりも忘れて素敵な作品にしようと集中されていた時間もありました。美味しいケーキも食べてお土産もあるので、毎年楽しみに参加されている方も多い

のがうれしい限りです。日ごろは仕事や家事に追われ、家を出てお話しをする機会も少ない中、わずかな時間ですがリフレッシュされたことと思います。

また来年度開催を予定しておりますので、皆さん是非参加してみたいはいかがでしょうか。

農業委員会はフェイスブックとツイッターの公式アカウントで各種行事のお知らせや農業者に役立つ情報を迅速に提供しています。ぜひフォローをお願いします。



全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

発行日：月4回 金曜日発行
形態：B3版 10～14 頁縦

購読料：月 700円
(送料、税込み)

お知らせ

経営移譲説明会を開催

毎年、経営移譲を予定している方を対象に、農業委員会とJAとが連携して経営移譲説明会を開催しています。適切な経営移譲を進めていただくため、農業者年金の受給方法や所有農地の確認、農地の移譲方法の確認などを行っています。

今年度は1家族が経営移譲することになり、地区担当農業委員と事務局、所属するJA担当者を交えて内容を確認しました。航空写真を使って農地・非農地を確認し、後継者に権利を移譲するための確認作業の際は、改めて営農する農地を確認することで、自分の資産のチェックができ、今後の施設整備等の際に農地転用の手続きが必要であることなどについて考える良い機会とも言えます。また、家族で新しい仕事の役割分担や生活面を考えて話し合うきっかけにもなります。引き続き農業情勢は厳しいですが、これから経営のバトンを受ける後継者の皆さんの更なるご活躍に期待しています。



―農地はかけがえのない国民の財産― 農地パトロールを実施!!



11月8日、違法転用や耕作放棄地の発見・是正等を目的に町内全域の農地利用状況調査と農地パトロールを実施しました。砂利等採取一時転用の現場などを回り、作業の進捗や農地復元の状況等について当事者からの立会及び説明を受けました。また、今後の事業の進め方や不良農地化防止及び耕作放棄防止のため、農地復元の考えを聴取しました。中標津町農業委員会は令和元年に根室中部砂利販売協同組合と砂利等地下資源採取に係る農地の一時転用に関するルールについての協定を締結しており、今後も限りある地下資源の採取と優良農地保

全の両立のため、農地パトロールを行い農地法の遵守及び協定どおりの事業実施についての確認を継続していきます。農地所有者である農業者の皆さんもご協力のほどよろしくお願いします。

編集後記

令和6年新春を迎え、皆様いかがお過ごしでしょうか。昨年7月の農業委員の改選に伴い新たな顔ぶれでの広報誌の編集作業となりました。ロシアによるウクライナ侵攻は長期化の様相がみられ、昨年10月にはハマスがイスラエルを攻撃、さらに円安による輸入物価高騰など、食料自給率38%の我が国を取り巻く状況は厳しさを増していくと思われます。そんな中でいかに食糧自給率を上げていくのか、そのためにはいかに農地を守っていくのか、農業委員会に求められることが多くなると考えられます。広報特別委員会では中標津町農業委員会の情報を「農業なかしべつ」で皆様にわかりやすく届けたいと思います。(横田)

発行元

中標津町農業委員会

中標津町丸山2丁目22番地

TEL(0153)73-3111 FAX(0153)73-5333

http://nakashibetsu.jp/nougyou_iinkai/



広報委員長	横田	千秋
副委員長	福嶋	寿頭
委員	山下	幸枝
委員	笠原	康博
委員	竹村	聡